



経営革新を 応援します。



福井県



経営革新とは…



経営革新とは、「中小企業等経営強化法」において、「事業者が**新事業活動**を行うことにより、その**経営の相当程度の向上**を図ること」と定義されています。

福井県では、中小企業者等が作成した経営革新計画の承認を行っています。

● 新事業活動とは…

新事業活動とは、次の5つの新たな取組みをいいます。

- ① 新商品の開発または生産
- ② 新役務の開発または提供
- ③ 商品の新たな生産または販売の方式の導入
- ④ 役務の新たな提供の方式の導入
- ⑤ 技術に関する研究開発およびその成果の利用

■ 上記の5つの「新たな取組み」を中小企業者が、外国関係法人等と共同で行う事業計画も対象となります。具体的な事例は、中小企業庁のホームページ中の経営革新支援の項目をご参照下さい。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/index.html>

※注意

自社にとっての新たな取組みであれば、他の事業者が採用していることでも構いませんが、すでに相当程度普及しているものは含みません。

● 経営の相当程度の向上とは…

経営の相当程度の向上とは、次の2つの指標が3～5年間で一定以上向上することをいいます。ただし、研究開発を行う場合は、計画期間を最大8年とすることができます。

- ① 付加価値額（企業全体または1人当たり）が年率3%以上向上すること

付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費

- ② 給与支給総額が年率1.5%以上向上すること

給与支給総額は、役員並びに従業員に支払う給料、賃金及び賞与、給与所得とされる手当（残業手当、家族扶養手当、通勤手当等）の合計です。

計画終了時	「付加価値額」または「一人当たりの付加価値額」の伸び率	「給与支給総額」の伸び率
3年計画の場合	9%以上	4.5%以上
4年計画の場合	12%以上	6%以上
5年計画の場合	15%以上	7.5%以上

● 対象となる中小企業者

主たる事業を営んでいる業種	資本金基準・従業員基準
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	資本金3億円以下又は従業員300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	資本金3億円以下又は従業員900人以下
卸売業	資本金1億円以下又は従業員100人以下
サービス業（下記以外）	資本金5千万円以下又は従業員100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金3億円以下又は従業員300人以下
旅館業	資本金5千万円以下又は従業員200人以下
小売業	資本金5千万円以下又は従業員50人以下

※事業協同組合、企業組合、協業組合等の組合や連合会も対象になります。詳細については、お問合せ下さい。

申請から承認までの流れ

支援機関へ相談

(公財)ふくい産業支援センター、各商工会議所・商工会等が、計画書の作成など、経営革新計画全般についての相談を受け付けています。お気軽にご相談下さい。

計画の作成

事業者の方に、経営革新の内容を事業計画としてとりまとめ、所定の様式により「経営革新計画に係る承認申請書」を作成していただきます。上記の産業支援機関等の支援を得ながら、申請書を作成することをお勧めします。

県へ承認申請

作成した「経営革新計画に係る承認申請書」に必要な添付資料を添えて福井県（産業労働部創業・経営課）に提出していただきます。本制度に関連する融資等を利用する場合には、計画申請と並行して当該金融機関等と連絡をとることが適当です。

事前ヒアリング

県創業・経営課の担当者や(公財)ふくい産業支援センターの中小企業診断士等が計画書の内容について必要に応じて事前ヒアリングを行います。

承認審査

審査委員による審査を年4回程度実施します。詳しくは、福井県創業・経営課HPをご確認ください。

各種支援措置

計画の承認を受けたものについて、各種支援機関の審査を経た上で、助成措置が受けられます。また、計画開始後、フォローアップのために、計画進捗状況調査等が行われます。

経営革新のススメ①

経営革新に取り組んだ事業者の業績は伸びている!!

経営革新計画を終了している事業者と一般の中小企業者の付加価値額（営業利益+人件費+減価償却費）の伸び率を比較した表です。

付加価値額（又は一人当たりの付加価値額）が 年率3%以上向上した企業の割合	経営革新計画終了事業者	一般の中小企業
	53.2%（※1）	18.9%（※2）

（※1）平成20年度中小企業庁委託調査「経営革新の評価・実態調査」より。

（※2）平成10年度及び平成15年度工業統計より中小企業庁にて算出。

経営革新に係る支援策

経営革新計画の承認を受けると、低利の融資や信用保証の特例など多様な支援策を受けることができます。

ただし、計画の承認は支援措置を保証するものではありません。計画の承認後、利用を希望する支援策の実施機関の審査が必要となります。

低利融資

1. 県の制度融資 産業活性化支援資金

資金名	産業活性化支援資金（新事業展開等支援分）
貸付限度額	150,000千円（うち運転資金 80,000千円）
貸付期間	設備資金 15年以内（据置1年以内） 運転資金 7年以内（据置1年以内）
貸付利率	10年以内 年1.40%以下（保証付1.10%以下） 10年超 年1.80%以下（保証付1.50%以下） ※保証協会を利用した場合は、保証料の1/2を補給
取扱金融機関	商工中金、福井・北陸・北國・福邦・三井住友・みずほの各銀行、医師信用組合・福井県信連、各信用金庫

利率は令和3年4月1日現在 ※貸付利率は変動することがあります。

問い合わせ先 県産業政策課

2. 日本政策金融公庫による融資

金融機関名		日本政策金融公庫（中小企業事業）	日本政策金融公庫（国民生活事業）
制度名		新事業活動促進資金	
限度額	設備	7億2千万円	7千2百万円
	運転	うち2億5千万円	うち4千8百万円
期間	設備	20年以内（据置2年以内）	20年以内（据置2年以内）
	運転	7年以内（据置2年以内）	7年以内（据置2年以内）
利率		特別利率②	特別利率B

問い合わせ先 各取扱金融機関

信用保証の特例

1. 普通保証等の別枠設定

		通常	別枠
普通保証	企業	2億円	+2億円
	組合	4億円	+4億円
無担保保証（うち特別小口）		8,000万円（うち2,000万円）	+8,000万円（うち2,000万円）

2. 新事業開拓保証の限度額引上げ

		付保限度額
新事業開拓保証	企業	2億円→3億円
	組合	4億円→6億円

問い合わせ先 福井県信用保証協会 0776-33-8311

● 高度化事業

計画の承認を受けた組合等が、工場の集団化や施設の共同化等を行う場合に、「長期」「低利」、「無利子」等の優遇された融資の対象となります。

問い合わせ先 中小企業基盤整備機構 高度化事業部 高度化事業企画課 03-5470-1528

● 中小企業投資育成制度の特例

資本金が3億円を超えている株式会社であっても、投資（株式や新株予約権付社債引受け等）を受けることができます。

問い合わせ先 大阪中小企業投資育成(株) 06-6459-1700

● 販路開拓支援措置

(1) 販路開拓コーディネート事業

大規模なマーケットである首都圏・近畿圏をターゲットとした、経営革新計画承認企業等の販路開拓を促進する事業です。

問い合わせ先 中小企業基盤整備機構 北陸支部 076-223-5546

(2) 新価値創造展

経営革新に取り組んでいる中小企業者等の成果を一同に集め、ビジネスマッチングの場を提供します。

問い合わせ先 中小企業基盤整備機構 販路支援部 販路支援課 03-5470-1525

● 特許関係料金減免制度

経営革新計画における技術に関する研究開発について、特許関連料金が半額に軽減される制度です。対象となる特許関係料金は審査請求料及び特許料（第1～10年分）です。

問い合わせ先 近畿経済産業局地域経済部 特許室 06-6966-6016

● 海外展開に伴う資金調達支援

国内中小企業者が、外国関係法人等と共同して行う新事業展開を行う場合に、外国関係法人等の現地金融機関からの資金調達や国内中小企業の海外子会社等へ投資を支援します。

問い合わせ先 各取扱金融機関

● 計画実行のための専門家派遣

中小企業者等の経営、技術、情報化、デザイン等に関する課題について、専門家を派遣します。経営革新計画の計画実行のため中小企業診断士等によるアドバイスが受けられます。

問い合わせ先 公益財団法人ふくい産業支援センター ふるさと産業育成部 総合相談・コンサルG 0776-67-7425

経営革新のススメ②

経営革新の本当の目的

上記の各種支援策を受けられることは、経営革新の大きなメリットですが、これと同時に、

- 経営革新計画を作成する過程で、自社の現状や課題を整理することができる
 - 計画を作成することで、会社の目標と目標達成までのプロセスが明確化される
 - 作成した計画を振り返りながら経営することで、いわゆるPDCAサイクルを導入することができる
- といった、会社の基盤強化に繋がる効果を生むことができます。

経営革新 承認企業の声

- 経営目標が明確になった。
- 会社の進むべき方向が明らかになり、社員の意識が向上した。
- 対外的信用が増し、新たな取引が出来た。



詳しくは下記へお問い合わせください

福井県産業労働部創業・経営課 創業・ITグループ

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
TEL 0776-20-0537 FAX 0776-20-0678
URL <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sinsan/>

(公財)ふくい産業支援センターふるさと産業育成部 総合相談・コンサルグループ

〒910-0296 坂井市丸岡町熊堂第3号7番地1-16 (ソフトパークふくい 福井県産業情報センタービル内)
TEL 0776-67-7425 FAX 0776-67-7429
URL <http://www.fisc.jp/>
E-mail kakushin-g@fisc.jp

その他、各商工会議所・商工会でもお問い合わせにお答えします。